

2017年 3月 22日

No. 442



山田 良平



ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680

3分間
税ミナール



機械装置の固定資産税の特例を拡充

平成29年度税制改正では、中小企業が新品の機械装置を取得した場合に、固定資産税の課税標準を3年間2分の1にする特例が拡充されます。

特例の拡充は、労働生産性が低いサービス産業の生産性向上が狙いで、税制改正大綱に盛り込まれました。

この特例は、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた中小事業者が、平成28年7月1日から31年3月31日までの間に取得した1台160万円以上など一定の要件を満たす新品の機械装置が対象で、平成28年度税制改正で創設されました。

拡充は、機械装置だけだった対象設備に、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備のうち一定のものを追加します。

ただし、固定資産税が減収となる市町村財政への影響を考慮し、追加設備が適用対象となる地域・業種を

- 1) 最低賃金が全国平均未満の地域は全ての業種、
- 2) 最低賃金が全国平均以上の地域は労働生産性が全国平均未満の業種 に限定されます。

平成28年度地域別最低賃金によると、東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都の7都府県が、最低賃金が全国平均（823円）以上の地域となります。

また、24年経済センサスによると、一部の小売業（織物・衣服、飲食料品など）、民泊業、飲食店、理美容、自動車整備業、医療業、社会保険・福祉・介護業（医療業、社会保険・福祉・介護業については東京を除く）などのサービス業が、労働生産性が全国平均未満とされています。